

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 24 日(水) 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・中平副委員長・首藤委員・谷村委員・米弥委員・
田村大治郎委員・上田委員・吉津委員・重村委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大嶧局長・杉村次長補佐
8. 協議事項
6 月定例会本会議(6 月 19 日)から付託された事件(議案 3 件)
9. 傍聴者 2 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 9 時 38 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 6 月 24 日

総務産業常任委員長

重 廣 正 美

記 録 調 製 者

杉 村 紀 子

重廣委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから総務産業委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 3 件について審査を行います。はじめに、議案第 3 号「長門市行政手続条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長 補足説明はありません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 議案第 3 号、説明資料は 1 ページですね。この改正をすることによって、市民へのメリット。デメリットはないと思うんですけど、ありましたらお伺いいたします。

総務課長 住民にとってのメリットですけれども、これまで市の掲示場は本庁、支所、出張所の計 9 か所、公示送達に係る情報についてはそちらのほうでしか確認できないという状況でございましたが、今回の改正により、その公示送達に係る情報を市のホームページに掲載するということで、住民にとって確認をする方法の手段が増えるということで、利便性の向上が図られるというメリットがございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第 3 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 4 号「長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長 補足説明はありません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、きちんと条例改正の内容、確認しておかないといけないと思うので。参考資料ではなくて議案のほうでちょっと 1 点だけ質問したいと思います。今回の「改正後」のところで、第 18 条のところに加筆がされるということで、下線を引

いていただいております。「ただし、旅行命令権者が次の各号いずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるとき」ということで、この部分が大きな改正だろうというふうに思うんですけど、何かが想定される可能性があるからこそ、こういう改正があると思うんですけど、旅行することが困難、今の社会においてそういう困難が生じるよねという、少し具体的な例としてこういうことが想定される、だからこの条例改正が必要だということでもちよっとご説明いただけたら助かるなと思いますけど。想定されることはないですか。

総務課長 想定といたしましては、職員の異動に関する転居費になります。異動時期というのがどうしても3月、4月そのあたりがとて多くなりまして、特にその時期、いろんな方が移動されますので、引っ越し業者が捕まらないとか、あとはレンタカーが手配できないとか、そういったところの事情が重なることが多うございます。これまではどれか1つの方法のみ支給可能というような形になってましたが、そのような手段を複合的に使って移動しなければならないという事態が想定されるということもございまして、今回3つの方法においてどれか2つを使って、もう運送業者が捕まらないので、自分で運ぶと同時に、どっかの旅行会社とかにお願いしたもので荷物を運んでもらうとか、チケット手配してもらったとか、そういったところも想定して、複合的に利用した場合の経費、それを支給することができるように改正を行うというものでございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第4号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数でございます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:36 —

— 再開 9:36 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に議案第5号「長門市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長 補足説明はありません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討

論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。これで総務産業委員会を散会いたします。どなたもご苦労様でした。

— 散会 9:38 —